

令和4年6月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）による遺族厚生年金（以下、単に「遺族厚生年金」という。）の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

1 事案の概要

本件は、請求人が、死亡したAの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求したところ、厚生労働大臣が、戸籍上の配偶者との婚姻関係が形骸化しかつ状態が固定化した事実が確認できないとして遺族厚生年金を支給しない旨の処分をしたことから、請求人が、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした事案である。

2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求に至る経緯として、次の各事実が認められる。

(1) 厚年法第42条の規定による老齢厚生年金（以下、単に「老齢厚生年金」という。）の受給権者であったAは、令和○年○月○日に死亡し、請求人は、同年○月○日（受付）、厚生労働大臣に対し、Aの内縁の妻であるとして、遺族厚生年金の裁定を請求した。

(2) 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「被保険者とあなたは、被保険者の死亡時点において、婚姻の意思があり生計維持関係にありました。しかしながら、被保険者には戸籍上の妻がおり、被保険者と戸籍上の妻との間に婚姻関係が形骸化しかつその状態が固定化した事実が確認でき

ません。」という理由で、遺族厚生年金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

(3) 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

（略）

理由

第1 問題点

1 老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合、死亡した者（以下「死亡者」という。）の配偶者であって、死亡者の死亡の当時、死亡者によって生計を維持したものに遺族厚生年金が支給される（厚生年金保険法（以下「厚年法」という。）第58条第1項第4号、第59条）。

死亡者に支給すべき老齢給付に係る保険給付及び年金給付でまだその者に支給しなかったもの（以下「未支給年金」という。）があるときは、その者の配偶者であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給年金の支給を請求することができる（厚年法第37条第1項、国民年金法第19条第1項）。

上記の配偶者には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情（以下「内縁関係」という。）にあった者を含む（厚年法第3条第2項、国民年金法第5条第7項）。

死亡者によって生計を維持した者とは、死亡者と生計を同じくしていた者であって年額850万円以上の収入又は年額655万5000円以上の所得（以下、上記の収入額又は所得額を「基準額」という。）を将来にわたって有すると認められる者以外のものとされている（厚生年金保険法施行令第3条の10、「国民年金法等における遺族基礎年金等の生計維持の認定に係る厚生大臣が定める金額について」（平成6年11月9日府保発第36号社会保険庁運営部長通知）、「生計維持閾

係等の認定基準及び認定の取扱いについて」(平成23年3月23日年発0323第1号厚生労働省年金局長通知(以下「本件通知」という。))。

- 2 戸籍上届出のある婚姻関係にある者が重ねて他の者と内縁関係がある場合(以下「重婚的内縁関係」という。)には、死亡した者と内縁関係にあった者は、その者が死亡した者によって生計を維持していた事実のほかに、法律上の婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みのないとき、すなわち事実上の離婚状態にある場合は、遺族厚生年金を受給することができる配偶者に当たる(最高裁判所昭和58年4月14日第一小法廷判決・民集第37巻3号270ページ参照)。

この点についての行政解釈として、本件通知は、「届出による婚姻関係がその実体を全く失ったものとなっているとき」には、次のいずれかに該当する場合等が該当するものとしている。

ア 当事者が離婚の合意に基づいて夫婦としての共同生活を廃止していると認められるが戸籍上離婚の届出をしていないとき

イ 一方の悪意の遺棄によって夫婦としての共同生活が行われていない場合であって、その状態が長期間(おおむね10年程度以上)継続し、当事者双方の生活関係がそのまま固定していると認められるとき

また、「夫婦としての共同生活の状態にない」といい得るためにには、次に掲げるすべての要件に該当することを要するものとしている。

ウ 当事者が住居を異にすること。

エ 当事者間に経済的な依存関係が反復して存在していないこと。

オ 当事者間の意思の疎通をあらわす音信又は訪問等の事実が反復して存在していないこと。

- 3 本件の問題点は、Aの死亡当時、Aと戸籍上の妻である利害関係人との婚姻関

係がその実体を全く失ったものとなっていたといえるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

1 「略」

2 本件記録によれば、Aは、離婚の調停を経て、利害関係人を相手方として離婚の訴えを提起したが、平成〇年〇月〇日、請求棄却の判決がされ、平成〇年〇月〇日、控訴棄却の判決、同年〇月〇日、上告棄却及び上告不受理の決定を経て、第1審判決が確定したことが認められる。上記離婚訴訟の事実審の判決において確定された事実関係を前提とすれば、利害関係人とAが別々に生活するようになったのは、Aが仕事、研究のため、〇〇市に赴任し、家族には利害関係人の実家で生活するよう求めたからであり、その後も利害関係人が同居を提案してもAは同意しなかったこと、Aと利害関係人ら家族の交流は円満であったが、平成〇年頃からAは利害関係人に離婚を迫るようになり、上記離婚訴訟を提起したこと、しかし、利害関係人は、同訴訟係属を通じて、婚姻関係の継続、改善を望んでいたことが認められる。こうした利害関係人のAに対する融和的、受容的姿勢は、離婚判決確定後も続いていたものと考えられることからして、平成〇年までは、利害関係人は病院や〇〇駅でAと会い、生活費を渡されていた旨、利害関係人はA本人との電話で、Aが疲労骨折の状態で入院したことを見聞き、平成〇年頃に子らを連れて病院に見舞いに行った旨(請求人も、A死亡の1年前頃に利害関係人がAを見舞いに訪れたことは認めている。)の利害関係人の反論文における陳述は、相応の信用性を認めることができる。

そうすると、利害関係人とAとの婚姻関係がその実体を失って形骸化し、かつ、その状態が固定化して近い将来解消される見込みがないとまで断るのは困難といるべきである。

3 したがって、原処分は妥当であって取り消すことはできない。

以上の理由により、主文のとおり裁決する。